

『第4期鶴田町介護保険事業計画』の一部分を紹介し、健康長寿の町を目指して〜』の一部を紹介し、安心して暮らせる



デイサービス利用者を送迎するヘルパー・鶴遊館にて

人口と認定者数について

鶴田町の平成20年10月の総人口は1万4千867人で、高齢化率(65歳以上の方の人口割合)は28・1%となっています。当町の高齢化率は全国の高齢化率22・1%を上回り急速に延びています。

本計画の最終年である平成23年には、総人口は1万4千364人、高齢化率は29・5%になると推計されています。

このようななかで認定者数も要介護、要支援ともに増加しており、平成20年度は前年度に比べ94人増の914人となっています。今後も増加し平成23年度には954人になると見込まれます。

居宅サービスについて

(平成20年度の平均利用人数)

居宅サービスのうち、訪問介護は164人の方が利用しており、制度の浸透とともに増加傾向にあります。訪問入浴サービ

スは5人、訪問看護は8人の利用があり、施設への入所や他のサービス利用に変える傾向から減少しています。通所介護(デイサービス)は338人、通所リハビリテーション(デイケア)は48人で、現在の利用は横ばいですが、今後は満床のため施設に入所できない等の理由から増加するものと見込まれます。短期入所生活介護(ショートステイ)は39人で、一人当たりの利用回数は増加傾向にあります。

当町を取り巻く介護施設の状態を考えると、在宅で訪問介護やデイサービスを利用しながらショートステイを併用するケース



デイサービス利用者は今後増加すると考えられる。(写真/鶴遊館)

が多くなると見込まれ、今後有効な手段になると考えられます。

在宅介護に必要なベッドや車いすなどの福祉用具貸与は92人、ポータブルトイレなどの福祉用具購入は221人で、利用は横ばいとなっています。また手すりの取り付けや段差解消、便器の取り替えなどの住宅改修は66人と増加しています。介護度が重くなる原因として最も多いとされる転倒や骨折を防ぐためにも必要であり、今後とも需要が減少することは無いものと見込まれます。

施設サービスについて

(平成20年度の利用人数)

介護老人福祉施設は63人、介護老人保健施設は74人、介護療養型医療施設は13人の方が入所しています。近隣市町村の施設も含めほぼ満床状態であることや介護度の重い方の利用が多いことから今後も極端な増減はないものと見込まれます。



- グループホーム
- ①「たなか」(田中町)
- ②「鶴泊の家」(鶴泊)
- ③「福寿荘」(亀田)
- ④「さきしり」(妙堂崎)
- ⑤「さくら荘」(山道)
- ⑥「アップル鶴の里」(瀬良沢)
- ⑦「ひら岡」(廻堰)



介護老人福祉施設
「鶴松園」(廻堰)

介護老人保健施設
「湖水荘」(廻堰)

◎鶴田管内の介護(入所)施設

グループホームは当町に7か所(108床)あり、104人の方が入所しています。平成21年度にさらに1か所(18床)整備され、合計8か所(126床)になっています。

給付費について

給付費も認定者数とサービス利用の増加に伴い年々増加しており、保険料を引き上げざるを得ない状況になっています。

町ではこの状況を打開するため、高齢者が介護の必要な状態になったり、また必要な状態が悪化することを回避し、健康でいきいきとした生活を送れることが第一との認識に立ち、「朝ごはん条例」の基本方針である、ごはんを中心とした食生活への改善や、「健診率県NO.1」を掲げ町民の健康寿命アップと自己健康管理ができる体制づくりをすすめ、健康づくり、介護予防に取り組んでいくこととしています。

今年から介護保険料が変わります

介護保険料は介護サービスを必要とする方の人数や、介護サービスを利用した際に町から支払われる給付費等を予測して三年に一度見直しを行うこととなっており、この度65歳以上の方の平成21年度から23年度までの介護保険料が新たに決まりました。今回の見直しも介護保険を維持継続するために必要不可欠なものとなっておりますので、皆様のなご一層のご理解とご協力をお願いいたします。

新たな保険料は、年度ごとに変わります。

◆平成21年度の基準額は、年額6万6千円(月額5千500円)

◆平成22年度の基準額は、年額6万7千200円(月額5千600円)

◆平成23年度の基準額は、年額6万8千400円(月額5千700円)

となります。
保険料は「基準額」をもとに所得によって下記(別表)のように分かれます。

介護保険料の納め方

65歳の誕生日を迎えられた方

◎別表

所得段階	基準額 ×調整率	保険料年額(円)		
		21年度	22年度	23年度
第1段階 ・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、 町民税非課税世帯の方	基準額 ×0.50	33,000	33,600	34,200
第2段階 町民税非課税世帯で、 本人の年金等収入が80 万円以下の方	基準額 ×0.50	33,000	33,600	34,200
第3段階 町民税非課税世帯で、 第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	49,500	50,400	51,300
第4段階 町民税課税世帯で、 本人が町住民税非課税の方	基準額 ×1.0	66,000	67,200	68,400
第5段階 本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が 200万円未満の方	基準額 ×1.25	82,500	84,000	85,500
第6段階 本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が 200万円以上の方	基準額 ×1.50	99,000	100,800	102,600

には、はじめは納付書にて納付していただくこととなります。後に、年金からの天引きを開始する際には事前にお知らせいたします。

◆お問い合わせ先

町民生活課 国保介護班
(内線141・147)



健診を受けて健康づくりと介護予防に取り組みましょう